

平成30年（行コ）第35号 石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 国

## 意見陳述書

2018年12月19日

福岡高等裁判所 御中

原告 石 丸 勇

### 1 はじめに

私は、石木ダム事業計画で水没予定地に色塗りされた3地区のひとつ川原（こうばる）地区に生を受けて69年になる住民のひとりで、石丸勇と申します。今日は石木ダム事業が、私の人生のほとんどを束縛してきたこととお話しし、1日も早くこの地区の住民が行政の圧力から解放されて、自由で安泰な生活をおくれる転機をいただきたいと皆さまにお願いするものです。

### 2 覚書は住民を騙す手段

石木ダム事業計画では、川棚川の支流石木川の中流部、川棚町の中心部から約5キロ上流の地点に堰堤が計画されています。私が住んでいるのもこの付近です。

私は小学生の頃よく怪我をしていました。牛に蹴られては怪我し、溝に落ちては怪我し、4年生の時には柿の木から落ちて頭部強打で1週間床に臥しました。その都度祖父母、父母に大変な心配をかけました。それでも懲りずに野山を駆け回っていたことを記憶しています。その記憶は今でも川原地区の川や野山のあちこちに鮮明に残っています。

私の人生にダムという字が入り込んだのは、小学校6年生の時です。1962年、今から55年前のことです。水没線等の測量がされていた記憶が残っています。この頃からダム問題が漠然と、この谷の住民の生活と心を縛ってきたことを感じます。もちろんこの頃は、計画地でダム建設推進を唱えるものは誰もいませんでした。

1972年、長崎県はダム建設が可能か地質調査を行いたいと地元3地区に申し入れました。住民は反対しましたが、「調査はダム建設に直接つながらない。一人でも反対があればダムは造らない。調査だけでもさせてほしい。」と川棚町長は土下座までしました。この際、長崎県知事は町長を立会人として、「地元の同意がなければ独断専行しない」との覚書を交わしました。私たちは、まさかこの約束が破られるなんて思いもせず、予備調査だけならと協力したのです。

しかし、1982年5月、長崎県知事と川棚町長が約束を守らず、土地収用法第11条に基づく立ち入り調査を告示し、機動隊を伴って強制測量調査を実施したのです。地域住民は家族総出で阻止行動を行いました。機動隊に暴力を振るわれ負傷者が続出し、救急搬送される者まで出ました。苦渋の選択ながらも行政を信じた地域住民が、行政から徹底的に裏切られたのです。

国は、この覚書は「紳士協定」だといいます。しかし、仮に「紳士協定」であっても、約束は約束です。行政の長と交わした覚書だから、当然守られるものと信じました。それをいとも簡単に反故にしたわけです。事業認定の根拠となった土地収用法第20条の要件は、住民を騙す能力を審査するのですかと、問いたいです。

### 3 事業認定され耕作している田んぼが強制収用された現実

2009年11月9日、起業者（長崎県・佐世保市）は「地権者との話し合い促進のため」と称して事業認定を申請し、2013年9月6日九州地

方整備局は現地調査もせずに、起業者の言い分を全面的に認め事業認定の告示をしました。国土交通省は告示に先立ち、「石木ダムに関しては事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」との通知を出していました。

しかし、起業者は、その努力を全くしませんでした。起業者がしたのは、生活再建の話だけです。ダム問題がなければ自然豊かで人情厚く平穏であるはずの地域を自ら破壊し、さあ生活再建だ、とはよく言えたものだと、呆れて開いた口が塞がりません。

結局、「事業認定は話し合いを促進するため」と言っていた起業者は私たちとの話し合いを拒否し、2014年9月5日、私を含む4世帯の農地について収用委員会に収用裁決を申請し、2015年8月25日付けで国へ所有権移転登記を完了してしまいました。起業者が盛んに宣伝した「事業認定は話し合いを促進するため」ということも、嘘だったのです。私たちはまた裏切られました。

#### 4 コミュニティはずたずたに

移転していった仲間には、「(あんたは) 移転するなよ。(俺は) 移転したばってん、良かことはなか。出来れば前のまま居たかったとばってん。」という人もいました。

身に着けた金のため、破たんの人生を辿った者もいます。移転しなければ細々と暮らしていったのにと、移転した仲間たちも苦しめられています。一審が、「地域のコミュニティをある程度再現することは不可能ではない。失われる利益は大きくはない。」と断じたことは、移転した仲間を含む私たちを愚弄した、事実から目を背けた判決です。

#### 5 最後に ～本当はダム反対運動なんてしたくない

私は2010年3月末日で定年退職し、これからの10年、元気なうちに趣味の山登りや旅行をやろうと車まで改造して準備していました。

ところが、ちょうど同年同月に付替え道路の工事が始まり、定年後の夢は消え去りました。反対運動の道を選ばざるを得なかったのは、人生を懸けた苦しい闘いであっても、祖父の言葉があったからです。

2019年5月は、祖父の50年忌です。祖父は幼い私によく言っていました、「3代目は家を潰さんようにしっかりせんばよ」と。祖父母は苦勞してこの地に土地を求めて住み着き、私は3代目に当たります。この土地は絶対守らなければと、人一倍思うのも原点はここにあるのでしょうか。土地を守る事は先祖代々からの地域の共同体を守る事です。まして、祖父母の想いに背き、必要性がないと分かり切っている石木ダム計画の犠牲になることは、どうしても受け入れられないのです。石木ダム計画への反対と付替え道路工事への抗議は私の定年後の人生そのものです。

今でこそ運命として消化していますが、以前、妻は、「あなたと結婚したばかりに、こんな苦勞をせんといかん。あなたと結婚してなかったら、違った人生もあったのに。」と時に愚痴を言っていました。そのたびに「本当にすまなかったなあ。」と思います。どこの家庭でもそうだったかもしれません。でも反対運動の現場ではそんなことは微塵も感じさせません。川原地区の女性たちは本当に明るく強いです。

しかしながら、一審では、手続きは適正として私たちの主張が退けられました。ですが、何度考えても、石木ダム事業が法に則った適正なものであるとは私には信じられません。その理由を書面にまとめたものを、次回、陳述書として証拠でお出し致します。ぜひ、高等裁判所では、改めて、証拠や判例等を一から検討していただき、一審の瑕疵を正していただきますようお願いいたします。

裁判長、家族のためにも地域のためにも正しいことは正しいと言い続けますので、私たちに転機をください。

以上